

事務連絡
令和7年12月25日

都道府県
各 指定都市 障害福祉主管部（局） 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課

障害福祉サービス等情報公表制度における令和7年度中に
報告すべき経営情報の対象について（周知）

平素より、障害保健福祉行政の推進に、格段の御高配を賜り厚く御礼を申し上げます。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成28年法律第65号。以下「一部改正法」という。）及び関係法令が平成30年4月1日に施行されるに当たり、一部改正法による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第76条の3の規定による情報公表対象サービス等の経営情報の報告及び一部改正法による改正後の児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の18の規定による情報公表対象支援の経営情報の報告（以下「経営情報の見える化」という。）については、「障害福祉サービス等情報公表制度の施行について」（平成30年4月23日付障障発0423第1号）において、障害福祉サービス等情報公表システムを用いて行うことをお示ししたところです。

障害福祉サービス等事業者による都道府県知事等への障害福祉サービス等事業者経営情報の報告の期限は、原則、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働令第19号）第65条の9の7及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第36条の30の3の規定に基づき、当該障害福祉サービス等事業者の毎会計年度終了後、3月以内に行うものとしておりますが、経過措置として、「令和6年度決算情報（※）」の報告

は、障害福祉サービス等事業者経営情報の報告期限を令和8年3月31日までとしております。

なお、「障害福祉サービス等情報公表制度における経営情報の報告に関するシステムの運用開始に係る対応等について（周知）」（令和7年9月1日付事務連絡）において、令和7年度中に経営情報の見える化において報告する決算情報は、「令和6年度決算情報」とすることを周知させていただいております。

また、令和7年12月に決算を迎える事業所は、システムの仕様上、令和8年1月1日以降、「令和7年度決算情報」を報告する画面が表示されます（令和8年1月、令8年2月に決算を迎える事業所についても、決算月の翌月以降、同様の画面が表示されます）。

つきましては、各決算月に属する事業所の令和8年度までの報告スケジュールを別紙のとおりお示ししますので、御了知の上、管内の障害福祉サービス等事業所へ周知をお願いいたします。

(※) 経営情報の見える化において、「令和X年度決算情報」とは、会計年度の始期が令和X年に始まることといたします。

障害福祉サービス等情報公表制度における令和7年度中に報告すべき経営情報の対象について(周知) 別紙

		R7年度							R8年度							備考												
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4※注4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	報告期間①	報告期間②	報告期間③
基本情報・運営情報	全法人共通	報告期間							報告期間																			
経営情報	1月決算	報告期間①	報告期間① ※注1			報告期間② ※注5									令和7年1月決算の報告			令和8年1月決算の報告			-							
	2月決算		報告期間① ※注2			報告期間② ※注5									令和7年2月決算の報告			令和8年2月決算の報告			-							
	3月決算		報告期間②												令和7年3月決算の報告			令和8年3月決算の報告			-							
	4月決算		報告期間②												令和7年4月決算の報告			令和8年4月決算の報告			-							
	5月決算		報告期間②												令和7年5月決算の報告			令和8年5月決算の報告			-							
	6月決算		報告期間②												令和7年6月決算の報告			令和8年6月決算の報告			-							
	7月決算		報告期間②												令和7年7月決算の報告			令和8年7月決算の報告			-							
	8月決算		報告期間②												令和7年8月決算の報告			令和8年8月決算の報告			-							
	9月決算		報告期間②												令和7年9月決算の報告			令和8年9月決算の報告			-							
	10月決算		報告期間②												令和7年10月決算の報告			令和8年10月決算の報告			-							
	11月決算		報告期間②												令和7年11月決算の報告			令和8年11月決算の報告			-							
	12月決算		報告期間① ※注3			報告期間② ※注5									報告期間③			令和6年12月決算の報告			令和7年12月決算の報告							

※ 注1: 令和8年2月より、システム上、入力する画面には、会計年度が「2025年度」と表示されますが、令和8年3月末までに「令和6年度(2024年度)決算情報」を入力してください。また、「令和7年度(2025年度)決算情報」については、令和8年4月～6月の間に入力してください。

※ 注2: 令和8年3月より、システム上、入力する画面には、会計年度が「2025年度」と表示されますが、令和8年3月末までに「令和6年度(2024年度)決算情報」を入力してください。また、「令和7年度(2025年度)決算情報」については、令和8年4月～6月の間に入力してください。

※ 注3: 令和8年1月より、システム上、入力する画面には、会計年度が「2025年度」と表示されますが、令和8年3月末までに「令和6年度(2024年度)決算情報」を入力してください。また、「令和7年度(2025年度)決算情報」については、令和8年4月～6月の間に入力してください。

※ 注4: 令和8年4月当初時点で、会計年度が「2025年度」として報告されている情報は、会計年度が「2024年度」として報告されたものとなるように、システム側で一括してデータ移行を行いますので、注1～3において、会計年度が「2025年度」と表示されている状態であっても、「令和6年度(2024年度)決算情報」を入力し、報告期限を迎えた後は、「2024年度」に報告されたものとして扱われます。

※ 注5: 注4に記載の処理を行うため、決算月が12月～2月の事業所における「令和7年度(2025年度)決算情報」の報告期間の一部が「令和6年度(2024年度)決算情報」の報告期間と重複してしまうため、特例措置として「令和7年度(2025年度)決算情報」に限り、その報告期間を令和8年4月～6月の3ヶ月間とします。